

# インターネット施設予約システム 有効期限更新の手続きについて (学校施設利用者向け)

「文京区インターネット施設予約システム(「文の京」施設予約ねっと)」では、登録内容の定期的な確認のため、利用者登録日から2年の有効期限を設定しております。

利用者登録の有効期限が切れた後もシステムへのログインは可能ですが、新規の予約申込ができなくなりますので、有効期限の2か月前を目安に更新手続きを行っていただきますようお願いいたします。

更新手続きを行っていただくと、更新日より2年間の有効期限が新たに設定されます。

## 有効期限の確認方法

予約システムログイン後の画面右上に有効期限が表示されております。有効期限の2か月前を目安に更新手続きをお願いいたします。

## 更新の手順

### ① 以下の書類を準備する。

ア 利用登録証又は利用者カード

イ 利用者構成員名簿 ※様式は区 HP 又は学務課窓口にて配布。団体が作成した任意様式の名簿でも可。

ウ 本人確認書類(代表者のみ) ※特に指定なし。氏名・住所がわかるものであれば可。

### ② ①の書類を持参の上、団体の代表者が利用登録証に記載されている「変更受付施設」にて更新手続きを行う。

※代表者以外の方が更新手続きをする場合は、委任状(任意書式)が必要となります。

### ③ 更新完了後、新しい「利用登録証」及び「利用者カード」を交付します。更新前の「利用登録証」及び「利用者カード」と引き換えに交付しますので、更新前の「利用登録証」及び「利用者カード」をご持参の上、受付施設までお越しください。

※更新手続き完了まで数日かかるため、即日での交付はできません。

※交付日は更新手続き時にご案内いたします。

## 学校施設と合わせてスポーツ施設も使用している方へ

予約システムにおいて、学校施設を利用登録する以前にスポーツ施設の利用登録をしている場合、手続きを一元化するために、当初設定されていたスポーツ施設の有効期限を基準に、学校施設の更新手続きも同時に実施いたします。

学校施設とスポーツ施設で団体構成員が異なる場合は、それぞれについて利用者構成員名簿をご提出ください。

※スポーツ施設の更新手続きの際は、利用者構成員名簿に記載されている方の本人確認書類が必要となります。登録区分により詳細が異なりますので、ご利用の施設へお問い合わせください。

## 優先団体の更新手続きについて

優先団体に認定された要件を定期的に確認するため、優先団体の更新も2年に1度行います。更新手続きについては、令和6年8月を予定しておりますが、詳細については別途お知らせいたします。

【問合せ先】 文京区教育委員会学務課施設担当  
TEL : 03-5803-1296  
Mail : b701000@city.bunkyo.lg.jp